

輸 部

改正海上運送法のポイント

海上運送法が改正されました

海上運送法が平成十一年六月に改正され、平成十二年十月一日から施行されました。

新しい法律では、一般旅客定期航路事業について、需給調整規制を廃止して、参入が免許制から許可制へ改められ

たほか、運賃、運航ダイヤ、事業の休廃止等についても規制が緩和されるとともに、人の運送をする全ての船舶運航事業に安全規制及び利用者保護規制が適用されることになりました。

また、旅客船(十三人以上の旅客定員を有する船舶)による乗合旅客運送は、原則として定期航路事業で行われるものとし、旅客不定期航路事業による乗合旅客運送は、通船及び遊覧航路以外の航路においては、認められません。



需給調整規制の廃止

離島をかかえる本県にとって離島

航路事業の維持及び安定は、離島住民の交通手段及び生活物資を確保する上で極めて重要な役割を担っており、現在、二十四事業者が二十三

乗合運送の禁止

今まで旅客不定期航路事業で行

うことが可能だった乗合運送については乗合は禁止(通船、遊覧船については乗合可)になり、旅客不定期航路事業を営んでいたり、乗合運送を行おうとする事業者は、一般旅客定期航路事業に移行することになりました。

安全規制・利用者保護規制の適用が拡大

従来、海上運送法の規定が適用されてなかった総トン数五トン未満の小型船舶(旅客定員十一人以下の船舶)で人の運送を行っている事業者についても、新たに事業開始の届出や安全規制(運航管理規程の届出、輸送の

航路において定期航路事業を営んでいます。

今回の海上運送法の改正により需給調整規制が廃止され、今後は、離島航路であっても指定区間(運輸大臣が、関係都道府県知事の意見を聴いて指定した区間)に新規に参入する事業者は、基準を満たしていれば自由に参入することが可能となりました。

次のような事業者に安全規制及び利用者保護規制が適用されます。

「非旅客船(旅客定員十一人以下の船舶)により人の運送をする者」「旅客船により人の運送をする者のうち、(1)航路を定めずに運航をする者(2)一定の航路で特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送を行う者」

注1 総トン数五トン未満の船舶(専ら湖沼・河川において営む総トン数二

十トン未満の船舶も同じ)によつての運送をする者であつて

①一又は二に該当する者

②一定の航路で旅客船により年間に三十日以下の運航をする者については、これまで海上運送法の適用を除外されていましたが、平成十二年十月から、事業開始の三十日前までの届出が必要となるとともに、

安全利用者保護規制が適用される

ことになります。

注2 ひかい船のみをもつて営む船舶

運航事業については、引き続き海上

運送事業の適用除外となっています。

(3) 「遊漁船」であっても、遊漁行為

又は磯(瀬)渡し行為以外の人の運送をする場合には、海上運送法の手続きが必要となります。



沖縄総合事務局長への届出が必要です。事業を廃止したときは、三十日前に内に届出が必要です。

二、安全規制(運航管理規程の届出等、輸送の安全確保命令)

(1) 運航管理規程の届出等

運航管理規程は、船舶運航事業者が船舶に運航管理の組織、運航の基準に関する事項並びに輸送の全確保のため同事業者及び従業員が遵守すべき事項を定めたものであり、沖縄総合事務局長への届出が必要です。

その他法令に定める手続・命令として次に掲げるものがあります。

運航管理者の選任・解任の届出

運航管理規程の変更命令

(2) 輸送の安全確保命令

沖縄総合事務局長は、人の運送をする船舶運航事業者に対し、運送の安全を確保するため必要な措置(輸送施設の改善等)を命ずることがあります。

四、その他(報告の徴集、立入検査)

沖縄総合事務局長は、必要がある

これらの事業者に適用される手続き、命令等は次のとおりです。

三、利用者保護規制(保険契約締結命令、運賃・料金及び運送約款の公示、不当な差別的取扱いの禁止)

事業開始の日の三十日前までに沖
一、事業開始・廃止の届出

(1) 保険契約締結命令

沖縄総合事務局長は、必要がある

法に定める手続きを行わない場合
又は
命令に従わない場合は、
罰則が適用されることがあります。

沖縄総合事務局長は、人の運送をする船舶運航事業者に対し、報告の徴集、立入検査と認めるとときは、船舶運航事業者に對し、省令に定める様式によりその業務に關し報告を求めることができ、またその職員に事業に使用する船舶、事業場等に關し、検査・質問をさせることができます。

例えば

- | | |
|---------------------|------------|
| 1. 無届出で営業した場合 | 100万円以下の罰金 |
| 2. 運賃・料金・運送約款の非公示 | 100万円以下の罰金 |
| 3. 運航管理規程・運航管理者の無届出 | 100万円以下の罰金 |
| 4. 運航管理規程変更命令違反 | 100万円以下の罰金 |
| 5. 運航管理者解任命令違反 | 100万円以下の罰金 |
| 6. 不当な差別的取扱 | 100万円以下の罰金 |
| 7. 輸送の安全確保命令違反 | 100万円以下の罰金 |
| 8. 保険契約締結命令違反 | 100万円以下の罰金 |